

2011年5月18日

## 意見書（補充）

岐阜県大垣市田町1-20-1  
近藤ゆり子

諮問番号「平成20年（独情）諮問第71号」に関して、独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という。）から貴審査会に提出された「補充理由説明書」に関して補足的に若干意見を述べる。

当方の基本的な主張意見は「異議義申立書（2008年1月8日付け）」「意見書（2008年5月8日付け）」で述べた通りである。

「補充理由説明書」は、各文書の記載事項のいちいちについて「開示しない理由」を述べているようだが、私に開示された文書は「真っ黒塗り」であり何も読み取ることが出来ないため、大卒の意見しか述べようがない。

-----  
機構職員の発言について／漁業協同組合員の発言について

・・・これらの発言が公にされることとなれば、漁業協同組合との暗黙の了解で公にしないことを前提としている漁業補償契約の締結に至るまでの交渉経過を明らかにすることとなり、これまで築いてきた漁業協同組合との信頼関係が損なわれ、長良川河口堰事業及び機構が実施する他事業において、交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招くおそれがある。

-----  
これによると、補償交渉の内容一切を将来にわたって伏せておくことが、「補償交渉相手側との信頼関係の維持」「他事業における交渉の進行と合理的な経費（抑制）」のために必要だ、と言いたいらしい。

だが、補償契約に係る交渉経過を、将来にわたって第三者には情報を伏せたままにしておくことは公金を支出する独立行政法人の”お金の使い方”として許されるだろうか？補償交渉相手側当事者と（機構との）信頼関係維持に寄与するだろうか？

水資源機構の「他事業」の事例が、明白に”否という答え”を出している。

2005年初めに表面化した徳山ダム建設所のJV経由の不明朗補償「事件」。

新聞記事コピー参照

- 2005年1月10日付 朝日新聞、① ②  
“ 1月11日付 朝日新聞 ③  
“ 1月19日付 朝日新聞 ④⑤／毎日新聞 ⑥  
“ 2月2日付 中日新聞 ⑦

水資源機構理事長の処分はまだ及んだこの「事件」は、補償交渉の相手側当事者から話が漏れだし、2005年1月10日のスクープ記事となった。

2004年末からかなり具体的なウワサが飛び交いはじめていた。このウワサを耳にした旧徳山村地権者の中で「どうなっているのか？」と水資源機構徳山ダム建設所に質しに行った人もお

られる。だが、水資源機構徳山ダム建設所は事実の存在を否定し続けた・・・このことが、結局は水資源機構への社会的信頼を大きく失墜させることになる。

「事件」は、水資源機構徳山ダム建設所の補償交渉相手側当事者の証言という形で表に出た。

「交渉経過を明らかにすることとなり、これまで築いてきた〇〇との信頼関係が損なわれ」たのではない。むしろ密室の中に閉じこめることで、相手方及び関係する周辺の補償対象者の不信を招き、信頼関係が損なわれたのである。

「暗黙の了解で公にしないことを前提とし」て、客観的な基準や正確な手続きがないがしろにされ、さらに不透明な関係が生じる・・・この悪循環である。第三者への（最終的には納税者・国民への）透明性が担保されない密室の補償交渉は、少し話が行き違えば、一気に信頼関係が瓦解する。その結果「機構が実施する（他）事業において、交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招」いたのだ。密室の交渉、経過の不透明さこそが「事件」を引き起こし、機構への社会的評価を貶め、補償交渉の相手側当事者をも混乱させた。

つまり「暗黙の了解で公にしないことを前提とし」た補償交渉こそが、「交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招」いたのだ。そしてこの「事件」で表に出た機構と旧徳山村地権者との間の信頼関係の崩壊（実は前から本当の信頼関係はなかった、ということが明るみに出た）の影響は、今でも尾を引いている。

1500万円、1150万円と2度にわたってJVに補償金を肩代わりさせたこの「事件」。報道では、地権者側が、ありもしない権利について不当な裏補償を得たように読めなくもない。

が、少なくとも後者（1150万円）の「クツオの杉の木分」は、補償漏れであり、正当な要求（支払い）だった、という言い分も聞く。「徳山ダム建設所側が、前の補償契約の間違いを記録があった、と記録に残したくないのか、JVからの迂回ルートでの支払いとなり、結果的に不正行為となった」。

機構自身も補償交渉相手側をも社会的に傷つけたこの「事件」。いまだに真相は明らかとはいえず、「似たような話」とウワサされる事例は、現在進行形で幾つも耳にしている。

極めて不幸なことである。

この「事件」から引き出すべき教訓は、透明性の確保ではないのか？ 交渉経過が、第三者によってきちんとチェックされる仕組み、その結果が（事後的であれ）公開される仕組みが確立していれば、この「事件」は防げたのではないのか？ 補償交渉を「暗黙の了解で公にしないことを前提」とすることこそが「交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招くおそれ」を惹起する。

こうした不信と不幸を招く”おそれ”を回避するためにも、20年以上も経った長良川河口堰補償交渉の経過は出来る限りオープンにするべきである。

繰り返すが、不開示情報を限定列挙する情報公開法第5条もまた「～場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない」となっているのであって、限定列挙事項に該当しそうなばとにかく不開示とせよ、と黒塗りを勧奨をするものではない。

「独法等情報公開法」の目的は「第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」だ。

委員各位はこの目的を忘れることなく審査にあたって頂きたい。

以上